

附 則(平成 21 年 3 月 5 日 渉外第 08-0185 号)

(実施期日)

この約款は、平成 21 年 3 月 6 日から実施します。

附 則(平成 21 年 8 月 31 日 渉外第 09-0071 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 9 月 1 日から実施します。

(通信料日割りに関する経過措置)

2 この改正規定にかかわらず、平成 21 年 8 月 31 日において、契約者が、料金表第 2(通信料)1(適用)(6)欄に規定するデータ定額プランに係る定額通信料の適用を受けている場合は、この改正規定のうち通信料の日割り規定について、なお従前のおりとしします。

附 則(平成 21 年 9 月 29 日 渉外第 09-0087 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 1 月 26 日 渉外第 10-0182 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日 渉外第 10-0225 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 3 月 31 日から実施します。

附 則(平成 23 年 6 月 17 日 渉外第 11-0048 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 6 月 18 日から実施します。

附 則(平成 23 年 7 月 7 日 渉外第 11-0071 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 7 月 8 日から実施します。

附 則(平成 23 年 8 月 29 日 約牒第 11-0006 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 8 月 29 日 約牒第 11-0007 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 10 月 26 日 約牒第 11-0020 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 27 日から実施します。

附 則(平成 23 年 11 月 29 日 約牒第 11-0030 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 12 月 22 日 約牒第 11-0038 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(平成 24 年 2 月 20 日 約牒第 11-0052 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 22 日から実施します。

附 則(平成 24 年 2 月 23 日 約牒第 11-0054 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 24 日から実施します。

附 則(平成 24 年 6 月 28 日 約牒第 12-0026 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 24 年 8 月 6 日 約牒第 12-0041 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 8 月 14 日から実施します。

附 則(平成 24 年 10 月 24 日 約牒第 12-0063 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

附 則(平成 24 年 12 月 7 日 約牒第 12-0077 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 12 月 11 日から実施します。

附 則(平成 25 年 8 月 8 日 約牒第 13-0055 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 8 月 9 日から実施します。

附 則(平成 25 年 8 月 9 日 約牒第 13-0057 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 8 月 12 日から実施します。

附 則(平成 26 年 1 月 10 日 約牒第 13-0105 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 15 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日 約牒第 13-0131 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 6 月 27 日 約牒第 14-0032 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 7 月 23 日 約牒第 14-0046 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 30 日から実施します。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日 約牒第 14-0100 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 6 日 約牒第 14-0127 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 3 月 11 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日 約牒第 14-0138 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 4 月 13 日 約牒第 15-0002 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 15 日から実施します。

附 則(平成 27 年 11 月 2 日 渉外第 15-0056 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 11 月 4 日から実施します。

(料金に関する経過措置)

2 料金種別が次表のものを選択している(E)データサービス契約者に提供する(E)データサービスに係る料金その

他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

料 金 種 別	料金額(月額)
データ定額プラン	1,905 円 (税抜)
データフラットプラン S	7,029 円 (税抜)

イ 料金種別のデータフラットプラン S は、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日（その料金種別のデータフラットプラン S に係る取扱いがウの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）の属する料金月から起算して、24 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了するものとします。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

ウ 当社は、イの規定により料金種別のデータフラットプラン S に係る取扱いが満了した場合は、その満了日(料金種別のデータフラットプラン S に係る取扱いが満了する日をいいます。)の翌日に料金種別のデータフラットプラン S に係る取扱いを更新します。

エ 料金種別のデータフラットプラン S を選択している契約者が、その料金種別の変更若しくは廃止することを当社に通知した場合又は当社がその料金種別を変更若しくは廃止した場合は、(3)に規定する事由に該当する場合を除き、(3)に規定する解除料の支払いを要します。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

区分	料金額 (1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.04 円 (税抜)

イ 契約者が基本使用料について(1)に規定するデータ定額プランを選択している場合の契約者回線から行ったパケット通信に係る料金については、次表に規定するとおりとします。

(ア) (イ)以外の場合

通信に関する料金の月間累計額	通信料 (月額)
1,905 円 (税抜) 未満	無料
1,905 円 (税抜) 以上 5,696 円 (税抜) 未満	通信に関する料金の月間累計額から 1,905 円(税抜)を控除して得た額
5,696 円 (税抜) 以上	3,791 円 (税抜)

(イ) 契約者が第 3 項に規定する複数データ契約割引の適用を受けている場合

通信に関する料金の月間累計額	通信料 (月額)
667 円 (税抜) 未満	無料
667 円 (税抜) 以上 4,457 円 (税抜) 未満	通信に関する料金の月間累計額から 667 円 (税抜)を控除して得た額

4,457 円（税抜）以上	3,790 円（税抜）
---------------	-------------

ウ 基本使用料についてデータフラットプラン S を選択している(E)データサービス契約者に係る契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信であって当社が別に定めるアクセスポイントとの間の通信については、第 43 条(通信料の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

(3) 解除料

ア 解除料は、次表のとおりとします。

料 金 種 別	単 位	料 金 額
データフラットプラン S	1 契約ごとに	9,500 円(税抜)

イ 契約者が、データフラットプラン S の更新があった日の属する料金月及び初回の更新があった日の属する料金月の翌料金月に、そのデータフラットプラン S に係る取扱いを解除する場合は、解除料の支払いを要しません。

(4) (1)から(3)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(複数データ契約割引の適用に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により複数データ契約割引の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 当社は、契約者が(E)データサービス契約を締結し、基本使用料についてデータ定額プランを選択すると同時に、3G 通信サービス契約約款に規定する 3G サービス契約を締結した場合であって、基本使用料について 3G 通信サービス契約約款に規定する料金種別第 4 種 DP I を選択したときに、第 2 項に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。

1 契約ごとに

料金額（月額）
667 円（税抜）

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(第二種複数データ契約割引の適用、第三種複数データ契約割引の適用及び第四種複数データ契約割引の適用に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により第二種複数データ契約割引の適用、第三種複数データ契約割引の適用及び第四種複数データ契約割引の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は 3G 通信サービス契約約款に規定するものとします。

附 則(平成 27 年 11 月 30 日 約牒第 15-0062 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 28 年 2 月 8 日 約牒第 15-0080 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 2 月 9 日から実施します。

附 則(平成 28 年 4 月 26 日 約牒第 16-0009 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 27 日から実施します。

附 則(平成 28 年 5 月 19 日 約牒第 16-0016 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附 則(平成 28 年 5 月 19 日 約牒第 16-0017 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附 則(平成 28 年 6 月 14 日 約牒第 16-0026 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 28 年 12 月 26 日 約牒第 16-0070 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(平成 29 年 6 月 30 日 約牒第 17-0006 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 29 年 11 月 28 日 約牒第 17-0016 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 29 年 12 月 26 日 約牒第 17-0019 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(平成 30 年 2 月 28 日 約牒第 17-0021 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

附 則(平成 30 年 10 月 24 日 約牒第 18-0022 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 26 日から実施します。

附 則(令和元年 5 月 16 日 約牒 第 19-0004 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 5 月 22 日から実施します。

附 則(令和元年 6 月 27 日 約牒 第 19-0007 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和元年 10 月 30 日 約牒 第 19-0015 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 11 月 1 日から実施します。

附 則(令和元年 12 月 24 日 約牒 第 19-0019 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 2 月 28 日 約牒 第 19-0023 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日 約牒 第 19-0025 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 27 日から実施します。

附 則(令和 2 年 9 月 28 日 MKS2009280005570001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 12 月 22 日 MKS2012220006020001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日 MKS2103250005940001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 6 月 25 日 MKS2106240005810001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 12 月 20 日 MKS211220000550001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(令和 4 年 1 月 26 日 MKS2201260001290001)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 1 日から実施します。

(解除料に関する経過措置)

2 解除料は、この約款の附則に規定する料金種別に係るものを含み廃止します。ただし、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除きます。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日 MKS2203240001250001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 4 年 5 月 20 日 MKS2205190005060001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 5 月 24 日から実施します。

附 則(令和 4 年 6 月 21 日 MKS2206210002490001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 6 月 23 日から実施します。

附 則(令和 5 年 3 月 29 日 MKS2303280005640001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 5 年 5 月 30 日 MKS2305290006070001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

附 則(令和 5 年 6 月 27 日 MKS2306250000130001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 6 月 30 日から実施します。

附 則(令和 6 年 3 月 12 日 MKS2403110007530001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 3 月 15 日から実施します。

附 則(令和 6 年 6 月 21 日 MKS2406210003510001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和 6 年 7 月 18 日 MKS2407110001910001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

附 則(令和 7 年 1 月 14 日 MKS2501140000230001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 1 月 16 日から実施します。

附 則(令和 7 年 6 月 30 日 MKS2506300000990001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和 7 年 8 月 20 日 MKS2508190000210001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 8 月 20 日から実施します。

附 則(令和 7 年 9 月 29 日 MKS2509290001030001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(令和 7 年 12 月 22 日 MKS2512190004560001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 8 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(令和 8 年 1 月 19 日 MKS2601190004000001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 8 年 1 月 21 日から実施します。

附 則(令和 8 年 2 月 25 日 MKS2602250000140001)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和 8 年 3 月 1 日から実施します。

(BB ユニバーサルサービス料の適用について)

2 この約款の附則に規定する料金種別について、この改正規定実施の日以降、第 45 条の 3 (BB ユニバーサルサービス料の支払い義務) 及び料金表第 7 (BB ユニバーサルサービス料) を適用します。